

2020年4月22日

静岡県知事 川勝 平太 様
静岡県労働局長 谷 直樹 様

静岡県労働組合評議会
議長 菊池 仁

新型コロナウイルス感染症にかかわっての要請

新型コロナウイルス感染症が世界中に広がり、拡大の防止策が国家的な規模で行われています。安倍内閣は、東京都など7都府県を対象に「緊急事態宣言」を発出し、その後、全国に宣言地域を拡げました。5月6日までの期間、各都道府県知事は住民に外出自粛を要請したり、施設使用停止やイベント中止を要請・指示できるようになりました。営業自粛を要請した都道府県もあります。それによって、国民生活や経済活動に大きな影響を及ぼすことになりましたが、政府が打ち出した「緊急経済対策」は効果があがる内容とはいえません。

つきましては、県と労働局は、感染症予防と雇用・景気について、行政として積極的な対策を打ち出し、速やかに実行することを要請します。

1、予算確保

感染症拡大防止対策、雇用対策、生活保障対策、景気対策等が必要となっているため、2020年度予算は確定しているものの、大規模な予算の組み替えを行い、新型コロナウイルス対策の予算措置をとること。

2、感染症拡大防止体制の充実と安全・安心の確保

- (1) 検査体制を万全にすること。医療体制を整え検査対象を広げ、住民の安心を図ること。
- (2) 感染症対応の病床を増床し、対応する医師、看護師を増員すること。また、感染症対応可能な病院を増やすこと。
- (3) 感染症拡大防止のために、すべての人が医療費の負担なく検査と治療を受けられるようにすること。
- (4) 医療機関、医療従事者には、マスクや消毒液、防護服、手袋等必要な物資を最優先に提供すること。
- (5) 学校や保育施設、介護施設、障がい者施設などへ、マスクや消毒液等必要な物資を優先的に提供すること。
- (6) マスクや消毒液等必要な物資について、希望する住民が安定的に購入できるよう、関係業界の生産増強、流通確保を図ること。

- (7) 感染症患者の対応をした医療従事者が感染した場合は、労働災害（公務災害）が認定されるよう関係機関に働きかけること。
- (8) 保健所を増やし、保健師を含む職員を正規で確保し、機能を強化すること。
- (9) 感染症対策を専門に担う部署を創設すること。
- (10) 公立・公的病院の再編統合の方針は直ちに撤回するよう国へ働きかけること。
- (11) 感染者やその家族、医療関係者などに対し、差別やいじめが行われないよう対策を講じること。
- (12) 外出自粛により増加が懸念されるDVや虐待への対策を講じること。

3、雇用の維持と生活保障

- (1) 自粛要請と補償はセットで行うよう国へ進言すること。
- (2) 個人に対する1人10万円の現金給付は直ちに実施するよう、そしてすべての外国人にも給付するよう国に働きかけること。また、収入の減少が大きい世帯には、実情に応じて追加の給付を行うよう国に求めるとともに県独自の制度をつくること。
- (3) テレワーク推進の呼びかけと、そのための費用助成を行うこと。導入については、8時間労働制の運用を基本とし、安易に裁量労働制を入れないこと。
- (4) テレワークができない業種で、保護者、介護者が仕事を休まざるを得ない状況が生じた場合、有給の特別休暇制度を設けるよう事業者へ指導し、助成すること。
- (5) 事業者に対し、労働者が休みやすい環境整備を行うよう指導し、有給の病気休暇の義務化を図ること。
- (6) 事業者に対し、賃金請求権の原則と休業手当の趣旨の周知、是正指導を行うこと。
- (7) 学校等の閉鎖においては、正規・非正規・臨時職員に対しても、有給の特別休暇を付与すること。
- (8) 事業者へ、新型コロナウイルスを口実にした雇用削減、契約打ち切り、内定取り消し、下請け業者へ負担の押し付けなどを行わないよう指導すること。
- (9) 歩合制で雇用される労働者が、業務の減少により収入が減ることがないように事業者へ指導するとともに、助成を考慮すること。
- (10) 外国人技能実習生が解雇されたり、無給のまま自宅待機させられる

ことがないよう対策を講じること。

4、中小企業・個人事業者支援

- (1) 飲食店を始め、観光産業、自動車運送業などを廃業に追い込まないために、独自の助成や支援制度を創設すること。
- (2) 小規模事業者に対し、十分な休業補償や支援をするよう国に求めるとともに、県としても固定費補助等の独自の支援策を実施すること。
- (3) 業務量が減って労働者を休ませざるを得なくなった事業者への雇用調整助成金の拡充を図るとともに、フリーランスなどへの経済的支援を行うこと。
- (4) 納税の期限延長を行うこと。
- (5) 消費税の減税を国に働きかけること。
- (6) 特別貸付制度の周知徹底を図ること。